

新潟市ペアレントメンター事業実施要綱

(目的)

第1条 発達障がいのある子どもの養育経験がある親をペアレントメンターとして養成し、発達障がいのある子ども（可能性のある場合も含む。）を育てている親に対し相談や情報提供を行うことにより、社会的及び心理的な孤立を予防する体制を整備することを目的とする。

(実施主体及び運営事務局)

第2条 本事業の実施主体は新潟市とする。また、ペアレントメンター運営事務局（以下「事務局」という。）を新潟市発達障がい支援センターに設置する。

(事業内容)

第3条 事業内容については、以下のとおりとする。

(1) ペアレントメンター養成事業

ア 目的

発達障がいのある子どもの養育経験を活かし、発達障がいのある子ども（可能性のある場合も含む。）を育てている親を対象に相談や情報提供を行うペアレントメンターを養成する。

イ 内容

ペアレントメンター養成研修を実施する。研修内容は、ペアレントメンターの活動を行うために必要な知識と技術に関する講義及び実習とし、詳細は別に定める。

ウ 対象者

養成研修の対象者は、次の3点を全て満たす者とする。

- (ア) 発達障がいのある子どもの養育経験を有すること。
- (イ) 発達障がいのある子どもの親の会等における相談活動等の経験があること。
- (ウ) 1年以上ペアレントメンター派遣事業の活動ができること。

エ 受講費用

受講者の参加費用は無料、交通費は受講者の自己負担とする。

オ 認定登録

新潟市は、研修を修了した者をペアレントメンターとして認定し、新潟市ペアレントメンター認定証（様式1）を交付するとともに、別に作成する新潟市ペアレントメンター登録簿に登録する。

カ フォローアップ研修の実施

事務局は、オにより認定証を交付されたペアレントメンターに対して、フォローアップ研修等を実施する。なお研修内容について、詳細は別に定める。

(2) ペアレントメンター派遣事業

ア 目的

発達障がいのある子ども（可能性のある場合も含む。）を育てている親が集まる場にペアレントメンターを派遣し、相談や情報提供を行う。

イ 派遣先

ペアレントメンターを派遣する先は、発達障がいのある子ども（可能性のある場合も含む。）の親が集まる場とする。

ウ 活動内容

ペアレントメンターが行う活動は、以下のとおりとする。

- (ア) 相談者の体験や悩みを共感的な態度で聞く。
- (イ) 自分の育児体験を紹介する。
- (ウ) 地域の相談機関や利用できる機関の情報を紹介する。
- (エ) 入学支援ファイルなど親が利用しやすい支援ツールを紹介する。

エ 派遣の調整機関

事務局は依頼者からのペアレントメンター派遣依頼を受け付け、派遣するペアレントメンターとの調整及び決定（原則として2人1組とする。）を行う。また、随時ペアレントメンターからの相談を受け、助言を行う。

オ 派遣までの実施手順

派遣に関する実施手順は以下のとおりとする。

- (ア) ペアレントメンターの派遣を希望する機関・団体等（以下「派遣依頼者」という。）は、様式2によりペアレントメンターの派遣をセンターに申請する。
- (イ) 事務局は、ペアレントメンターと調整の上、派遣を決定したペアレントメンターに様式3により依頼を行うとともに、派遣依頼者に対して様式4により派遣するペアレントメンターを回答する。
- (ウ) 派遣終了後、ペアレントメンターは様式5により、派遣依頼者は様式6により、それぞれ事務局に実施結果を報告する。

カ 費用

ペアレントメンターの派遣に係る交通費、謝礼等は、派遣依頼者の負担とする。

(3) ペアレントメンター相談事業

ア 目的

事務局主催で発達障がいのある子ども（可能性のある場合も含む。）を育てている親を対象とした相談会等を開催し、ペアレントメンターによる相談や情報提供を行う。

イ 活動内容

第3条第2号ウに掲げる活動内容のとおり。

ウ 活動の調整機関

事務局は相談会等に参加するペアレントメンターとの調整を行う。また、随時ペアレントメンターからの相談を受け、助言を行う。

エ 費用

ペアレントメンターの相談会等参加に係る交通費、謝礼等は、事務局の負担とし、その額は別表に定めるものとする。

(倫理規程等)

第4条 ペアレントメンターは、活動を行うにあたり新潟市ペアレントメンター倫理規程(別紙)を遵守する。

2 ペアレントメンターは、登録の際、誓約書を提出しなければならない。

3 特に理由がなくペアレントメンターが倫理規程に違反した場合は、市はペアレントメンターの認定を取り消し、認定証の返還を求めることができる。

(活動の辞退)

第5条 ペアレントメンターが、本事業による活動の辞退を希望する場合は、様式7により障がい福祉課に届出をする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年8月1日より適用する。

なお、「平成22年度新潟県ペアレントメンター養成研修」、「平成25年度新潟県ペアレントメンター養成研修」及び社団法人日本自閉症協会が実施した「ペアレントメンター養成事業」の修了者については、本要綱による研修の修了者とみなし、第3条第1号ウに該当する者に認定証を交付することができるものとする。

別表（第3条第3号関係）

謝礼

相談会等での活動時間	限度額
1時間以内	2,500円
1時間を超え2時間以内	3,000円
2時間を超え3時間以内	3,500円
3時間を超える場合	1時間を超えるごとに500円を加算する。

交通費

上記に規定する謝礼に加え、市内における公共交通機関（タクシーを除く）での移動に係る交通費の実費を支給する。なお、自家用車を利用した場合は、新潟市旅費条例の例により得た額を支給する。

別紙（第4条関係）

新潟市ペアレントメンター倫理規程

1 目的

本規程は、ペアレントメンターが相談活動を行う上で心得ておくべき倫理指針を示すものであり、社会の理解と協力を得て、ペアレントメンター活動の適正な推進が図られることを目的として定める。

2 基本原則

- (1) 相談者の人権を尊重すること。
- (2) 相談者のプライバシーを尊重し、その自己決定権を重んじること。
- (3) 個人的、組織的、営利的、政治的目的のために相談活動を行わないこと。
- (4) 相談に関する知識と技術を高めるよう努力すること。一方、自らの能力と技術の限界についても十分にわきまえておくこと。
- (5) 自ら困難と感じた場合、すぐにペアレントメンター事務局に連絡すること。
- (6) 自分自身の心身の状態を健康に保つように心がけること。

3 秘密保持（秘密厳守）

- (1) 相談中に知り得た個人情報に関しては、相談の当事者及び対象者の了解なしに他者に漏らさないこと。ペアレントメンターの活動を終了した後もまた同様とする。ただし、事件、事故等の発生が予想される場合は、事務局又は障がい福祉課に情報を提供し、対応を求めることができる。
- (2) 個人情報及び相談内容が不用意に漏洩されることのないよう、記録を厳重に保管し、各相談機関等に定める手続き以外には外部に出さないこと。
- (3) 事例の報告、検討においては、特定の個人が識別できる情報の提示は避け、メンター及び職業的守秘義務を持つ専門家のみによって取り扱うこと。

4 情報開示（公開）

- (1) 事例等を公表する際には、特定の個人が識別できないことがないよう、取り上げ方や記述について細心の工夫を行うこと。
- (2) 事例等を公表する際には、事前にペアレントメンター事務局に連絡すること。

新潟市長 様

誓約書

私は、新潟市ペアレントメンターとしての活動を希望するにあたり、新潟市ペアレントメンター倫理規程を理解し、遵守いたします。

平成 年 月 日

住所

氏名

印

(様式1)

新潟市ペアレントメンター 認定証

氏名

(登録番号 番)

あなたは下記のペアレントメンター養成研修において、所定の内容を受講し修了されたので、新潟市ペアレントメンターとして認定します

受講年度 平成〇〇年度

受講研修 〇〇〇ペアレントメンター養成研修

平成 年 月 日

新潟市長 篠田 昭

(様式2)

平成 年 月 日

新潟市長 様
(新潟市発達障がい支援センター)

所在地 _____
機関・団体名 _____
代表者名 _____
担当者名 _____
連絡先 電話 _____
F A X _____

ペアレントメンターの派遣について (依頼)

下記により、ペアレントメンターの派遣をお願いします。

記

行 事 名	
派 遣 日 時	年 月 日 () 時 分 ~ 時 分
会 場	(所在地)
発達障がいのある子どもの保護者の人数	人
発達障がいのある子どもの年齢 (該当に○、複数可)	0～3歳 ・ 4歳～就学前 ・ 小学生 ・ 中学生 高校生 ・ 18歳～39歳 ・ 40歳以上
ペアレントメンターに期待する活動 (該当に○、複数可)	<ul style="list-style-type: none">・ 参加者の体験や悩みの傾聴・ ペアレントメンター自身の体験の紹介・ 地域の相談機関等の紹介・ 親が利用しやすい支援ツールの紹介
ペアレントメンターの必要人数	人
そ の 他	

(様式3)

平成 年 月 日

ペアレントメンター
〇〇 〇〇 様

新 潟 市 長
(新潟市発達障がい支援センター)

ペアレントメンター活動に関する依頼について

平成 年 月 日, (派遣依頼者名) からペアレントメンターの派遣依頼がありましたので, 下記のとおり活動をお願いします。

記

依頼機関・団体名	(担当者: 電話:)
行 事 名	
派遣日時	年 月 日 () 時 分 ~ 時 分
会 場	
発達障がいのある子どもの保護者の人数	人
上記の保護者の子どもの年齢 (該当に○, 複数可)	0~3歳 ・ 4歳~就学前 ・ 小学生 ・ 中学生 高校生 ・ 18歳~39歳 ・ 40歳以上
ペアレントメンターに期待する活動 (該当に○, 複数可)	<ul style="list-style-type: none">・ 参加者の体験や悩みの傾聴・ ペアレントメンター自身の育児体験の紹介・ 地域の相談機関等の紹介・ 親が利用しやすい支援ツールの紹介
その他	

※終了後, 「ペアレントメンター活動報告書 (様式5)」を新潟市発達障がい支援センター (ジョイン) あてに送付してください。(FAX 025-234-5344)

(様式4)

平成 年 月 日

機関・団体名

代表者名

様

新潟市長
(新潟市発達障がい支援センター)

ペアレントメンターの派遣について (通知)

平成 年 月 日付で派遣依頼のありましたペアレントメンターについて、下記のとおり決定しましたのでお知らせします。

記

氏名	
住所	
連絡先	
所属する親の会等	

※ペアレントメンターの派遣に係る交通費、謝礼等は、貴機関においてご負担をお願いします。

※終了後、「ペアレントメンター派遣事業実施報告書(様式6)」を新潟市発達障がい支援センター(ジョイン)あてに送付してください。(FAX 025-234-5344)

(様式5)

平成 年 月 日

新潟市長 様
(新潟市発達障がい支援センター)

メンター氏名 _____

ペアレントメンター活動報告書

下記により、ペアレントメンターの活動を報告します。

記

派遣日時	年 月 日 () 時 分～ 時 分
派遣依頼者	
行事名	
発達障がいのある子ども の保護者の人数	人
実施した活動内容 (実施した内容に○)	<ul style="list-style-type: none">・参加者の体験や悩みの傾聴・ペアレントメンター自身の体験の紹介・地域の相談機関等の紹介・親が利用しやすい支援ツールの紹介・その他 (具体的に)
活動後の感想	(参加者の反応) (困ったこと, 気になったこと) (依頼者に対する要望)

(様式6)

平成 年 月 日

新潟市長 様
(新潟市発達障がい支援センター)

機関・団体名 _____

ペアレントメンター派遣事業実施報告書

下記により、ペアレントメンター派遣事業の実施結果を報告します。

記

行事名	
派遣日時	年 月 日 () 時 分～ 時 分
会場	
発達障がいのある子どもの保護者の人数	人
上記の保護者の子どもの年齢別の人数	0～3歳 () 人・4歳～就学前 () 人・小学生 () 人 中学生 () 人・高校生 () 人・18歳～39歳 () 人 40歳以上 () 人・不明 () 人
ペアレントメンターの活動内容 (実施した内容に○)	<ul style="list-style-type: none">参加者の体験や悩みの傾聴ペアレントメンター自身の体験の紹介地域の相談機関等の紹介親が利用しやすい支援ツールの紹介その他 (具体的に)
実施後の感想	(参加者の様子) (ペアレントメンターに対して) (ペアレントメンター派遣事業について)

(様式7)

平成 年 月 日

新潟市長 様
(障がい福祉課長)

メンター氏名 _____ 印

辞 退 届

私は、ペアレントメンターとしての活動の辞退を希望しますので、新潟市ペアレントメンター事業実施要綱3(2)クの規定により、下記のとおり届け出ます。

記

辞退年月日	年 月 日
辞退理由	